

○総務大臣が別に告示する事故及び様式を定める告示案 新旧対照条文 (平成二十年三月二十一日総務省告示第百四十六号)

改正後	改正前
<p>電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号。以下「規則」という。)第七条の二の規定に基づき、総務大臣が別に告示する事故、様式及び軽微な事故を次のように定める。</p> <p>一 規則第七条の二第一項に規定する総務大臣が別に告示する事故は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>1 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備(その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。)の故障により発生した事故</p> <p>2 局設置遠隔収容装置又はき線点遠隔収容装置の故障により発生した事故であつて、当該事故による影響の範囲が当該装置に収容された回線を利用する者の一部に限られるもの</p> <p>3 デジタル加入者回線アクセス多重化装置の故障により発生した事故であつて、当該事故による影響の範囲が当該装置に収容された回線を利用する者の一部に限られるもの</p> <p>二 規則第七条の二第一項に規定する総務大臣が別に定める様式は、次に掲げるものとする。</p>	<p>電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)第七条の二第一項の規定に基づき、総務大臣が別に告示する事故及び様式を次のように定め、平成二十年四月一日から施行する。</p> <p>一 事故</p> <p>1 利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成される端末系伝送路設備(その一端が移動端末設備と接続されるものに限る。)の故障により発生した事故</p> <p>2 利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備の故障により発生した事故</p> <p>3 局設置遠隔収容装置、き線点遠隔収容装置、デジタル加入者回線アクセス多重化装置又はケーブルモデム終端システムの故障により発生した事故であつて、当該故障による影響の範囲が当該装置に収容された回線を利用する者の一部に限られるもの</p> <p>4 端末系伝送路設備(利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成されるものを除く。)の故障により発生した事故であつて、当該故障の箇所が架空線路の区間であるもの</p> <p>二 様式</p>

長
辺

事故発生状況報告

年 月分から
年 月分まで

事業者名
登録番号又は届出番号
電気通信主任技術者の氏名

故障設備	事故発生件数		
	月	月	月
1 移動端末設備と接続される端末系伝送路設備			
2 き線点遠隔収容装置又は局設置遠隔収容装置			
3 デジタル加入者回線アクセス多重化装置			

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注 1 電気通信主任技術者の氏名は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 45 条第 1 項ただし書の規定により電気通信主任技術者の選任を要しない場合は、電気通信主任技術者規則（昭和 60 年郵政省令第 27 号）第 3 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により配置する者の氏名を記載すること。

2 電気通信主任技術者の氏名は、電気通信事業法第 45 条第 1 項に定める電気通信主任技術者の選任を必要としない場合、記載を要しない。

3 電気通信主任技術者の氏名は、当該報告に係るすべての事故が、電気通信主任技術者が管理する事業用電気通信設備以外の故障等が原因で発生したものである場合にあっては、記載を要しない。

長
辺

事故発生状況報告

年 月 日から
年 月 日まで

事業者名
電気通信主任技術者の氏名

主たる発生原因等	事故発生件数
1	
2	
3	
4	
5	
その他	

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注 1 主たる発生要因等の上位 5 位までについては、発生要因等ごとに事故発生件数を記入すること。

2 電気通信主任技術者の氏名は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 45 条第 1 項ただし書の規定により電気通信主任技術者の選任を要しない場合は、電気通信主任技術者規則（昭和 60 年郵政省令第 27 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定により配置する者を記入すること。

3 電気通信主任技術者の氏名は、電気通信事業法第 45 条第 1 項に定める電気通信主任技術者の選任を必要としない場合、記入を要しない。

4 電気通信主任技術者の氏名は、当該報告に係るすべての事故が、電気通信主任技術者が管理する事業用電気通信設備以外の故障等が原因で発生したものである場合にあっては、記入を要しない。

<p>三 規則第七条の二第二項に規定する総務大臣が別に告示する軽微な事故は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>1 利用者の建築物又はこれに類するところに設置する事業用電気通信設備の故障により発生した事故であつて、その影響範囲が同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は同一の建物内に限られるもの</p> <p>2 端末系伝送路設備（利用者の電気通信設備と接続される一端が無線により構成されるものを除く。）の故障により発生した事故であつて、当該故障の箇所が架空線路の区間であるもの</p>	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。</p> <p>2 平成二十年総務省告示第四百四十六号（総務大臣が別に告示する事故及び様式を定める件）は、廃止する。</p>	